

公益社団法人茨城県薬剤師会学生会員推進事業運営規程

(目的)

第1条 この運営規程は、茨城県内の薬局で実務実習を受ける薬学生等を、学生会員として優遇することにより、新たな会員を増やすことを目的とする。

(資格)

第2条 学生会員は、薬学を専攻する5年生学生であり、茨城県内の薬局で実務実習を受講する者とする。

2 上記以外の薬学を専攻する学生であっても、本人からの申し込みがあれば、学生会員となることができる。

(優遇の内容)

第3条 学生会員は、以下の優遇を受けることができる。

- (1) 本会ホームページの会員専用ページの閲覧
- (2) 県薬会報のオンライン閲覧
- (3) 県薬メールニュースの受信
- (4) 本会主催の各種研修会で正会員と同等の扱い（同等とする研修会については各委員会において判断）
- (5) 学生会員が薬剤師国家試験に合格し、合格発表から1カ月以内に正会員として入会申込書を地域・職域薬剤師会に提出した場合の入会金免除

(正会員としての入会)

第4条 第3条(5)により入会する者は、公益社団法人茨城県薬剤師会会員規程に基づき入会手続きを行うものとする。

(申し込み及び資格喪失)

第5条 本会の学生会員になろうとする者は、本会ホームページの学生会員入会申込書フォームから入会登録をする。

2 学生会員としての資格喪失日は、当該学生が薬剤師国家試験を受験した年の4月末日までとするが、個別に留年や退学、卒業延期等については確認せず、学生会員の申し込み時の学年から自動的に資格喪失の期間を定める。

(会費)

第6条 学生会員には入会金及び会費を請求しない。

(会員情報の管理)

第7条 学生会員申し込み時に取得した個人情報は、「入会申込書」により取得した会員個人情報の利用目的（平成29年9月12日常任理事会決定）に準じて扱う。

(退会)

第8条 学生会員は、学生会員退会フォームに入力することにより、任意にいつでも退会することができる。

付 則

- 1 本規程は、令和6年1月16日から実施する。
- 2 本規程の改廃は常任理事会の決定による。